

2020 REPORT

TOKYO SANKYO SHINKIN BANK

～令和2年度上期業況のご報告～



東京三協信用金庫

この街との“つながり”が誇りです

当金庫は、令和2年10月12日に 創立95周年を迎えました



大正14年の設立から、皆様のご支援のもと当金庫は創立95周年を迎えました。

来るべき創立100周年に向け、これからも地域の皆様のために尽力してまいります。

東京三協信用金庫 理事長 吉田 進

現本店ビル(手前)と高田馬場駅前の風景

令和2年10月12日の創立記念日には、ご来店いただきましたお客様へ、心ばかりのプレゼントをお渡ししました。

また、地域の皆様への感謝の意を込め本年4月～10月にかけて、創立95周年記念商品「懸賞金付定期預金～95th感謝～」[金利上乘せ定期積金～結～]をお取扱いたしました。



新本店ビルのイメージ



※撮影のため、マスクを外していただいています。

創立100周年を迎えるにあたり、竣工より半世紀を迎えた本店ビルの建替えを、令和5年の竣工を目指して進めており、令和2年11月より解体工事を開始いたしました。

また、建替えに先立ち、本店および本部機能を仮移転しました。完成までの間、お客様および地域の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

さんきょう95年の歩み

大正 14年10月12日(当金庫設立記念日)

関東大震災から2年後の大正14年(1925年)10月12日、現在の東京都新宿区域にあたる東京府豊多摩郡戸塚町607番地に「有限責任 戸塚町信用組合」を設立し、当金庫の歴史が始まりました。



初代組合長 西垣 恒矩
在任期間
(大正14年10月～昭和18年6月)



第2代組合長 藤倉 隆
在任期間
(昭和18年6月～26年8月)



昭和25年頃の本店



大正時代末頃の高田馬場駅

昭和

19年 8月
20年 4月
24年 1月

26年10月
45年 7月

本店を現在地に移転
戦災により本店焼失 同月に仮店舗を建設し業務再開
戸塚町信用組合・東京建築信用購買利用組合・共隆信用購買利用組合が合併し「東京三協信用組合」を設立
初の支店となる新宿支店を開設
信用金庫法施行に伴い「東京三協信用金庫」に改組
現本店ビル竣工



第3代理事長 門廻 與勝
在任期間
(昭和26年8月～61年12月)



昭和30年代の高田馬場駅前風景



昭和35年頃の本店窓口の様子



昭和35年頃の仕事はじめ(本店前)



竣工当時の現本店ビル

平成

8年 3月 預金積金残高1,000億円達成
14年 6月 池袋信用組合より事業譲受
27年10月 創立90周年記念式典挙行
31年 3月 貸出金残高1,000億円達成



創立90周年記念式典

令和

元年12月 本店ビル建替えに伴い本店を仮移転
2年 9月 本部機能を新宿支店2～5階に仮移転
2年10月 創立95周年を迎える
預金積金残高1,653億円、貸出金残高1,108億円(2年10月12日現在)



新本店ビルのイメージ

令和5年 新本店ビル竣工予定
令和7年10月 創立100周年を迎えます
今後とも変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

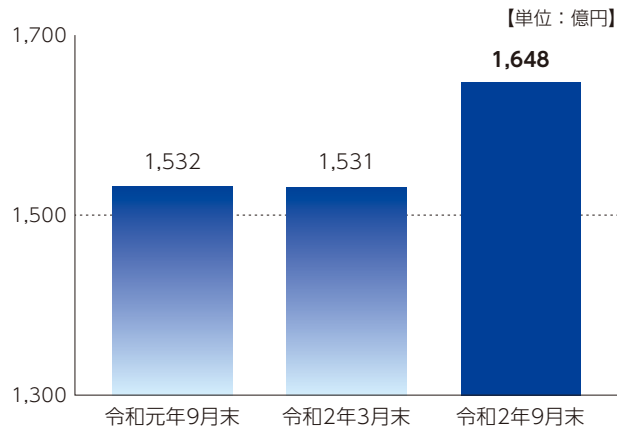
令和2年9月 事業の状況

預金積金・貸出金の状況

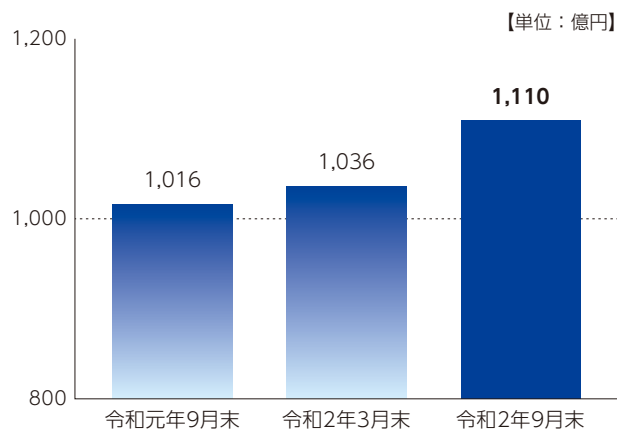
預金積金は、令和2年4月より取り扱いを開始した当金庫創立95周年記念定期預金および定期積金を多くのお客様にご契約をいただいたことや、事業資金のお預け入れ等があったことから、前期末より117億円増加し1,648億円となりました。

貸出金は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている中小事業者への積極的な支援や、お客様の課題解決に向けた資金需要への対応等に尽力した結果、前期末から73億円増加し1,110億円となりました。

預金積金の推移



貸出金の推移



貸出金の業種別構成比率

【単位：百万円】

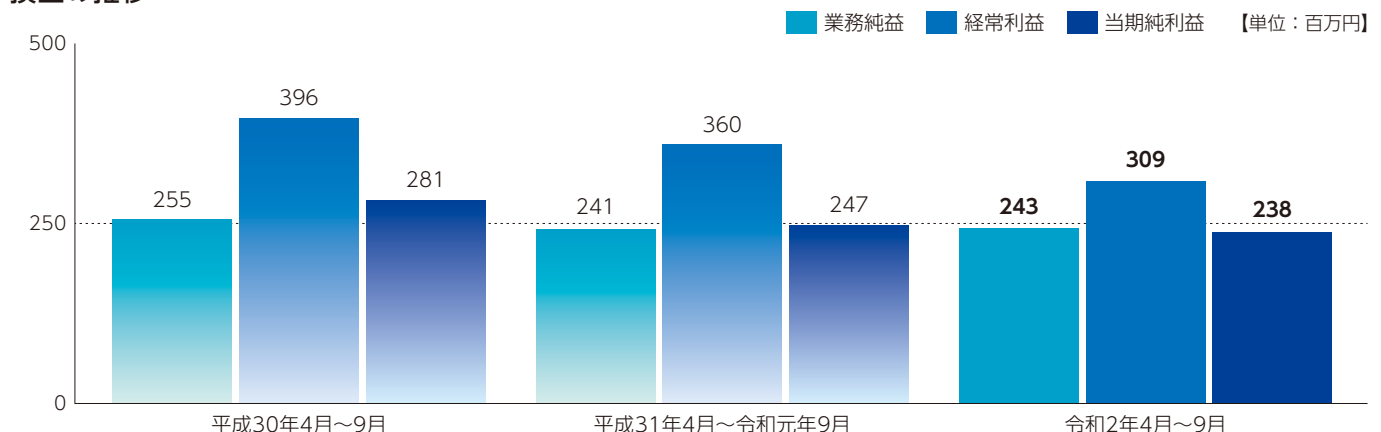
業種	令和2年3月末		令和2年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,185	1.1%	1,192	1.0%
農業、林業	-	-	2	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	18	0.0%	9	0.0%
建設業	6,641	6.4%	7,238	6.5%
情報通信業	512	0.4%	516	0.4%
運輸業、郵便業	515	0.4%	599	0.5%
卸売業、小売業	4,389	4.2%	5,231	4.7%
金融業、保険業	641	0.6%	603	0.5%
不動産業	62,550	60.3%	64,499	58.0%
不動産建売業	7,421	7.1%	7,559	6.8%
不動産取引業	16,189	15.6%	18,854	16.9%
不動産賃貸業	15,902	15.3%	15,807	14.2%
個人貸家業	23,037	22.2%	22,277	20.0%
物品賃貸業	56	0.0%	52	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	902	0.8%	1,679	1.5%
宿泊業	5,930	5.7%	6,361	5.7%
飲食業	1,676	1.6%	2,843	2.5%
生活関連サービス業、娯楽業	747	0.7%	1,022	0.9%
教育、学習支援業	371	0.3%	441	0.3%
医療、福祉	638	0.6%	1,004	0.9%
その他のサービス業	1,940	1.8%	2,342	2.1%
個人	14,902	14.3%	15,380	13.8%
合計	103,622	100%	111,022	100%

※金額は単位未満切捨てのため合計額と一致しません。

損益の状況

本店ビルの建替え関連費用等により経費は増加していますが、貸出金の伸長による貸出金利息の増加等により、金融機関の本業での収益を示す業務純益は前年同月より増益となりました。当期純利益は、貸倒引当金の戻し入れ等一時的な収益（臨時収益）が前年同月から減少し減益となりました。

損益の推移



当金庫の健全性について

自己資本比率の状況

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)に基づき算出した結果、令和2年9月期の自己資本比率は**8.56%**となりました。

国内基準である4%の2倍以上を確保しており、当金庫の経営の健全性は十分保たれています。

自己資本比率は総資産に占める自己資本の割合で、金融機関の健全性を示す重要な指標です。

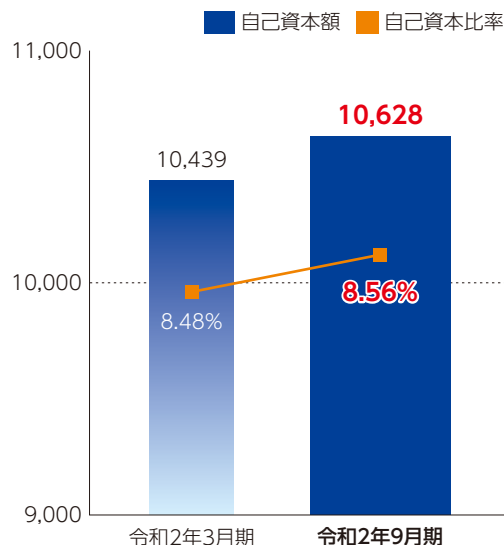
自己資本の構成に関する事項

【単位：百万円】

項目	令和2年3月期	令和2年9月期
自己資本の額(a)-(b)=(c)	10,439	10,628
コア資本に係る基礎項目の額(a)	10,474	10,658
コア資本に係る調整項目の額(b)	34	29
リスク・アセット等の合計額(d)	123,018	124,034
単体自己資本比率(c)/(d)	8.48%	8.56%
単体総所要自己資本額(d)×4%	4,920	4,961

自己資本額と自己資本比率の推移

【単位：百万円】



不良債権の状況

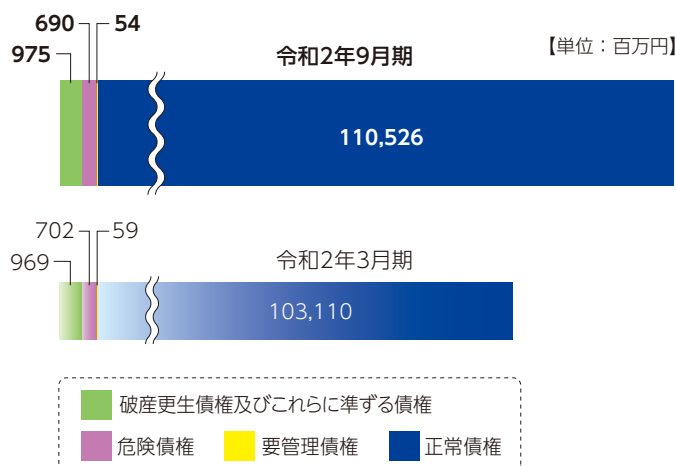
金融再生法上の不良債権に対する保全率は、担保や保証による回収見込額および貸倒引当金により**98.2%**となっています。また、保全されていない30百万円につきましても、特別積立金等(過去からの利益の積み上げ)により十分にカバーされています。

金融再生法開示債権額

【単位：百万円】

区分	令和2年3月期		令和2年9月期	
	債権額	保全率	債権額	保全率
金融再生法上の不良債権(A)	1,731	97.8%	1,720	98.2%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	969	100.0%	975	100.0%
危険債権	702	99.5%	690	99.5%
要管理債権	59	42.6%	54	49.9%
正常債権	103,110		110,526	
債権額合計(B)	104,841		112,247	
不良債権比率(A)/(B)	1.65%		1.53%	

※「債権額合計」は、金融再生法上で定められた開示債権の総額であり「貸出金残高」とは異なります。



【令和2年9月期の算出方法】

債務者区分については原則として令和2年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準とし、令和2年4月1日から令和2年9月末までに客観的な事実による債務者区分の変更等があった債務者については、当金庫の定める基準に基づく債務者区分の見直し後の債務者区分によっております。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産・会社更生・再生手続等及びこれらに準ずる債権で、自己査定上の債務者区分では破綻先・実質破綻先に該当します。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で、自己査定上の債務者区分では破綻懸念先に該当します。
- 要管理債権とは、自己査定上の債務者区分で要注意先に該当する債務者に対する債権のうち、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当します。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権と認められる残高のうち無価値と認められる部分については直接償却相当額として当該金額を減算しています。

特殊詐欺未然防止への取り組み

振り込み詐欺等の特殊詐欺の手口は、次々に変化・巧妙化しており、全国で多くの被害が発生しています。

当金庫では、お客様の大切な財産をお守りするため、特殊詐欺未然防止に向け、お客様への声掛けや情報提供、所轄警察署と連携した防犯の強化を図っています。そのため、ご出金やお振込時に、ご資金の内容について立ち入ってお聞きする場合がございますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、令和2年1月より、特殊詐欺未然防止を目的として、普通預金からのお振替にて定期預金（通帳式・証書式）を作成いただくと、1年間店頭表示金利に0.05%が上乗せとなる、『みまもり定期預金「ことぶき」』を取り扱っています。

※本商品は、契約時満70歳以上の方に限ります。詳しくは、営業店窓口もしくは担当者へご連絡ください。



無料お客様相談会の開催

当金庫では、毎月「無料年金相談会」「無料法律相談会」を開催しています。当金庫が契約する社会保険労務士（年金相談）、弁護士（法律相談）と連携して、お客様の持つ悩みを解決するお手伝いをさせていただきます。

各相談会は予約制となりますので、詳細につきましては営業店窓口もしくは担当者へご連絡ください。

※新型コロナウイルスの感染状況により、中止させていただく場合があります。

感染症対策への取り組み



お客様が安心してご利用いただけるよう、当金庫では積極的な換気および清掃、営業店窓口へのアクリルボードの設置、ロビーでのソーシャルディスタンスの確保、職員のマスク着用、手指消毒剤の設置等、感染拡大の防止に努めています。

お客様には、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



2020 Topics

令和2年度新入職員入庫式

令和2年4月1日より、8名の新入職員が当金庫に入庫しました。

本部での研修後、各営業店に配属され、窓口業務や渉外業務に従事しています。お客様のお役に立てるよう、日々尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



第96期通常総代会

令和2年6月25日に、当金庫本店8階会議室にて第96期通常総代会を開催し、報告・付議された事項はすべて原案通り承認されました。





東京三協信用金庫

この街との“つながり”が誇りです

本部	〒160-0022	新宿区新宿 2-18-3 (新宿支店内)	03-6384-2031 (代)
本店 (仮店舗)	〒169-0075	新宿区高田馬場 2-17-15 唐橋ビル 1階	03-3200-7121
(本店仮ATMコーナー)	〒169-0075	新宿区高田馬場 2-18-11 稲門ビル 1階	連絡先 (本店 03-3200-7121)
(下落合ATMコーナー)	〒161-0033	新宿区下落合 1-16-7	
新宿支店	〒160-0022	新宿区新宿 2-18-3	03-3356-6711
井荻駅前支店	〒167-0023	杉並区上井草 1-24-2	03-3390-4111
高井戸支店	〒168-0072	杉並区高井戸東 4-8-18	03-3333-8811
調布支店	〒182-0026	調布市小島町 1-31-3	042-483-6511
東伏見支店	〒202-0014	西東京市富士町 2-11-12	042-462-1555
府中支店	〒183-0015	府中市清水が丘 3-26-15	042-365-8111
保谷支店	〒202-0011	西東京市泉町 2-14-19	042-423-1911
早稲田支店	〒169-0051	新宿区西早稲田 1-9-18	03-3204-2211
鷺宮支店	〒165-0031	中野区上鷺宮 1-4-2	03-3999-2011
西落合支店	〒161-0031	新宿区西落合 2-10-1	03-5996-2711
池袋支店	〒171-0021	豊島区西池袋 5-4-6	03-3984-3551

お客様相談センター ☎0120-0889-18

※受付 9:00~17:00(金融機関休業日は除く)